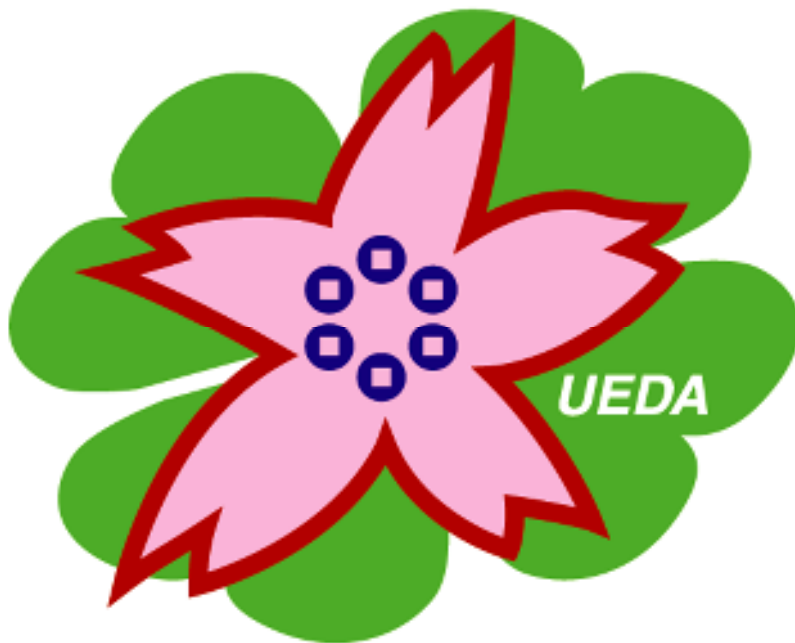


新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援ガイドブック



上 田 市

令和2年7月10日 現在

目 次

1 個人の皆さまに対する支援			
(1) 給付金	市民の方の家計に対する支援	特別定額給付金	1
	子育て世帯に対する支援	子育て世帯への臨時特別給付金	2
		ひとり親世帯等臨時特別給付金	3
		出産・育児支援特別給付金	4
	休業による収入減等で住居を失うおそれがある方	住居確保給付金	5
	感染して労務に服することができない方	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金	6
	小中学校のお子さんがある世帯に対する支援	小中学生の就学援助	7
	大学等の学生の方がいる世帯に対する支援	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	8
		高等教育の修学支援新制度	9
(2) 貸 付	休業や失業等による生活資金にお困りの方	生活福祉資金貸付制度の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）	10
		たすけあい資金貸付金制度の特例貸付	11
	学生の方がいる世帯に対する支援	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）	11
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが厳しい方	市税の徴収猶予の「特例制度」	12
		市民税の税額控除(住宅ローン控除)	13
		軽自動車税の軽減	13
		上下水道料金の支払猶予	14
	収入減等により保険料等の支払いが厳しい方	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	14
		国民年金保険料の免除・支払猶予	15
		介護保険料の減免	15
		保育料の減免	16
		市営住宅家賃等の減額	16
(4) 一時入居	解雇などにより住宅に困窮している方	市営住宅の一時入居	17

2 中小企業者等の皆さまに対する支援			
(1) 給付金・補助金等	売上減少による資金繰りの支援	持続化給付金（経済産業省）	18
		家賃支援給付金（経済産業省）	19
		上田市売上減少事業者支援給付金（R2年7月3日から対象者拡充）	20
		新型コロナウイルス危機突破支援金（長野県）	21
	飲食、小売、サービス業等の事業者に対する支援	消費喚起応援事業『がんばろう上田！最大30%戻ってくるキャンペーン』	22
	雇用の維持に取り組む事業者に対する支援	雇用調整助成金（厚生労働省）	23
		「雇用調整助成金」に係る社会保険労務士への申請依頼費用の補助	23
	経営が悪化している宿泊事業者の方に対する支援	旅館・ホテル業事業者支援金	24
		市内旅行需要喚起事業支援金	24
	文化芸術施設の事業者に対する支援	上田市文化芸術施設活動継続事業支援金	25
	(2) 融資	売上減少による資金繰りの支援	セーフティネット保証、危機関連保証等の認定
上田市中心小企業融資制度			27
長野県中小企業融資制度			28
日本政策金融公庫			29
(3) 猶予・減免	収入減等により税金等の支払いが厳しい事業者の方	市税の徴収猶予の「特例制度」(再掲)	12
		上下水道料金の支払猶予（再掲）	14
		固定資産税等の軽減	30
3 各種相談窓口			31

- ・国、県等の関係機関の動向や新規施策の決定等、今後の状況の変化等を踏まえて、随時見直しを行います。
- ・関係機関へお問い合わせの際には、感染防止等のため、まずはお電話でご相談いただき、窓口等へお越しいただく必要がある場合は、その都度ご案内いたします。

1 個人の皆さまに対する支援

(1) 給付金

制度の名称	特別定額給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した家計への支援を行うため、一人当たり10万円を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 対象者<ul style="list-style-type: none">・ 4月27日現在、上田市に住民登録されている方● 給付額<ul style="list-style-type: none">・ 給付対象者1人につき10万円● 申請者<ul style="list-style-type: none">・ 世帯主が属する世帯の全員分の申請を行います。● 給付方法<ul style="list-style-type: none">・ 原則、世帯主の銀行口座に全員分の給付金を振込みます。・ 銀行口座を持たないなど、やむを得ない事情がある場合は現金給付も可能です。● 申請方法 次いずれかの方法で申請できます。<ul style="list-style-type: none">① マイナンバーカードを活用したオンライン申請② 上田市が郵送した申請書を使用した郵送による申請● 申請期限<ul style="list-style-type: none">・ 令和2年7月31日（金）まで <p>【配偶者からの暴力を理由に避難している方】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他の市区町村から住民票を移さずに上田市にお住いの方などについては、上田市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。 <p>(お問合せ) 上田市子育て・子育て支援課 TEL 0268-23-5106</p>
お問合せ	福祉課 特別定額給付金担当 TEL 0268-75-7210 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/26564.html

制度の名称	子育て世帯への臨時特別給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者に対して臨時特別給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日時点で上田市にお住まいの、4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方（特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。） ● 対象児童 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となるお子さん（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれたお子さん） ● 給付額 対象児童1人につき1万円 ● 支給時期・支給方法 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月中に児童手当の登録口座に入金する予定です。 ・申請は原則不要です。（公務員を除く） ● 公務員の方 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日時点で上田市にお住まいの公務員の方は、申請が必要です。 ・勤務先で申請書を受け取り、申請書内の「公務員児童手当受給状況証明欄」に証明をもらった後、上田市子育て・子育て支援課まで提出してください（郵送可）。
お問合せ	子育て・子育て支援課 子育て・子育て支援担当 Tel 0268-23-5106 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/27477.html

制度の名称	ひとり親世帯等臨時特別給付金
支援の種類	給付金
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育てにおける負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。</p> <p>●対象者 次の①から③のいずれかに該当する方</p> <p>① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方</p> <p>② 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止されるなど、児童扶養手当の支給を受けていない方（平成30年の収入額が児童扶養手当の対象水準の方）</p> <p>※ 申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方</p> <p>●給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算 ・追加給付：1世帯5万円（※ 基本給付の対象者のうち①又は②に該当する方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方が対象です。） <p>●申請手続</p> <p>【対象①の方】 （基本給付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請は不要です。令和2年6月分（7月10日支給分）の児童扶養手当の指定口座に振り込みます。 ・給付金の受け取りを辞退される方は、届出が必要となります。令和2年7月27日（月）までに「給付金受取拒否の届出書」を提出してください。 ・また、児童扶養手当の振込口座の解約等により、支給に支障が生じるおそれがある場合もご連絡ください。 <p>（追加給付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請が必要です。8月中の現況届提出時等、生活状況を聞き取り、対象となる方には申請を依頼します。 <p>【対象②、③の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付開始時期や給付金の支給時期が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。
お 問 合 せ	子育て・子育て支援課 子育て・子育て支援担当 TEL 0268-23-5106 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/30379.html

制度の名称	出産・育児支援特別給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する子育て支援策として、令和2年4月28日以降に出生したお子さんを育てる保護者に対し、特別給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生時に上田市に住民登録をしたお子さんの保護者 ●給付額 <ul style="list-style-type: none"> ・お子さん1人につき5万円 ●申請期限 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月30日まで ●申請方法 <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる方に申請書を郵送しますので、申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付して、返送してください。
お問合せ	<p>子育て・子育て支援課 子育て・子育て支援担当 TEL 0268-23-5106 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/30868.html</p>

制度の名称	住居確保給付金
支援の種類	給付金
概 要	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、就労支援等を行い、住宅と就労機会の確保を支援します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の合計額や金融資産の合計額に上限があるほか、次のいずれにも該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがあること。 ② 申請日において、離職等の日から2年以内の者。もしくは、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者 ③ 離職前に、主として世帯の生計を維持していた方であること。 ④ 誠実かつ熱心に就職活動を行うこと。 ⑤ 国の雇用施策による貸付又は地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。 <p>●支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯人数により次の金額(月額)を上限に住宅の賃料月額を支給します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 単身世帯 35,000円 ② 2人世帯 42,000円 ③ 3人から5人の世帯 46,000円 ④ 6人世帯 49,000円 ⑤ 7人以上の世帯 55,000円 <p>●支給期間 原則3か月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたなどの要件を満たす場合は、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長することができます(最長9か月間)。 <p>●支給方法 住宅の貸主(大家等)に直接振り込みます。</p>
お 問 合 せ	<p>上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」 TEL 0268-71-5552 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/fukusi/2094.html</p>

制度の名称	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対する傷病手当金
支援の種類	給付金
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症に感染して労務に服することができない方（国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者）を給付金で支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症により療養、または発熱等の症状で感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間の給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった方 ● 支給額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等の3分の2に相当する額（直近3か月間の給与収入等から算出） ● 対象期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年1月1日から9月30日の間で新型コロナウイルス感染症による療養等のため労務に服することができなかった期間 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請には、医師の診断書（医療機関を受診した場合に限る）と事業主の証明書が必要となりますので、必ず事前に電話で相談してください。
お 問 合 せ	<p>国保年金課 Tel 0268-75-7101 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/26749.html</p>

制度の名称	小中学生の就学援助
支援の種類	給付金
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少し、経済的に困りの小・中学生のお子さまのいるご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田市に住所がある児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護を受けている方（申請書の提出は不要です） ② 生活保護に準じる程度に困窮している方（申請世帯全員の前年の収入合計額が認定の基準となりますが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降に家計が急変した場合、現在の状況を加味して審査を行います。） <p>●申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学している学校に申請してください。 ・支給は申請月の翌月分からの支給となります。 ・兄弟等が別々の学校に就学している場合は、それぞれの学校に申請してください。 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会で適正な審査を行うために、必要に応じて民生児童委員が申請者の自宅を訪問して家庭状況などをお聞きする場合があります。 ・就学援助の認定は毎年度行います。 ・すでに援助を受けられている方についても、申請をする必要があります。 ・また、前年度に援助を受けていても、認定とならない場合があります。 ・区域外就学をしている方で、就学援助を希望される方は、住所地の教育委員会までお申し出ください。
お 問 合 せ	<p>学校教育課 Tel 0268-23-5101、0268-23-5109</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakukyo/28341.html</p>

制度の名称	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、経済的困難な状況に陥っている学生が、学びを継続できるよう支援します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む） ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等（留学生を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている方 <p>●給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の学生 20万円 ・上記以外の学生 10万円
お問合せ	<p>在学する大学、短大、高専、専門学校等</p> <p>URL https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html</p>

制度の名称	高等教育の修学支援新制度
支援の種類	給付金、減免等
概要	<p>住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免により支援します。</p> <p>●制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。 ・通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、家計急変後の収入見込みにより審査されます。 ・家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用に申し込むことができます。 ・対象となるかどうかは、進学資金シミュレーターで確認できます。 <p>●高等教育の修学支援新制度（文部科学省） URL https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm</p> <p>●申込時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学採用（各学校にお問い合わせください）、家計急変の採用（随時） <p>●申込先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います） <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほかに貸与型の奨学金もありますので、各大学等の窓口にお問い合わせください。
お問合せ	<p>●給付型奨学金について 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州大学 TEL 0263-35-4600 TEL 0268-21-5300（繊維学部） ・長野大学 TEL 0268-39-0001 ・上田女子短期大学 TEL 0268-38-2352 ・長野県工科短期大学校 TEL 0268-39-1111 <p>●授業料等減免について 各大学等の窓口（専門学校も対象となる場合があります。詳しくは各学校へ）</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html</p>

(2) 貸付

制度の名称	生活福祉資金貸付制度の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）
支援の種類	貸付
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金が必要な方を貸付で支援します。</p> <p>「緊急小口資金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ●貸付上限 <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 ●償還期限 2年以内（うち据置期間1年以内） ●貸付利率 無利子 <p>「総合支援資金（生活支援費）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ●貸付上限 <ul style="list-style-type: none"> ・2人以上 月20万円以内 ・単身 月15万円以内 ●貸付期間 原則3月以内 ●償還期限 10年以内（うち据置期間1年以内） ●貸付利率 無利子 ●その他の要件 自立相談支援機関(まいさぼ)による継続的な支援を受けること
お問合せ	<p>上田市社会福祉協議会 上田地区センター TEL 0268-27-2025</p> <p>丸子地区センター TEL 0268-42-0033</p> <p>真田地区センター TEL 0268-72-2998</p> <p>武石地区センター TEL 0268-85-2466</p> <p>URL http://www.ueda-shakyo.com/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=227</p>

制度の名称	たすけあい資金貸付金制度の特例貸付
支援の種類	貸付
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金が必要な方を貸付で支援します。</p> <p>●貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少などにより、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 <p>●貸付上限 5万円以内</p> <p>●償還期限 2年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p>●貸付利率 無利子</p>
お問合せ	<p>上田市社会福祉協議会 上田地区センター TEL 0268-27-2025</p> <p>丸子地区センター TEL 0268-42-0033</p> <p>真田地区センター TEL 0268-72-2998</p> <p>武石地区センター TEL 0268-85-2466</p> <p>URL http://www.ueda-shakyo.com/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=227</p>

制度の名称	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）
支援の種類	貸付
概要	<p>母子・父子・寡婦家庭の方が必要な就学費用や生活費用等を貸付で支援します。</p> <p>●貸付対象者 母子・父子・寡婦家庭の方</p> <p>●限度額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学するための受験料や被服費等に充てる資金 59万円以内（※） ・大学等に就学するための授業料や書籍代、交通費、生活費等に充てる資金 月14.6万円以内（※） <p>※ 学校の種別によって限度額が異なります。</p> <p>●貸付利率 無利子</p>
お問合せ	<p>子育て・子育て支援課 TEL 0268-23-5106</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/gakuen/27253.html</p>

(3) 猶予・減免

制度の名称	市税の徴収猶予の「特例制度」
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業に著しい損失を受けた等の理由で、市税を一時的に納付することができないときは、支払いを猶予する制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none">●対象者<ul style="list-style-type: none">・次のいずれの条件も満たす納税者・特別徴収義務者① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 （この判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮して適切に対応します。）●対象となる市税<ul style="list-style-type: none">・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税が対象となります。ただし、すでに納期限が到来した税目は対象外となります。・これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税（ほかの猶予を受けているものも含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。●申請手続等<ul style="list-style-type: none">・納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。・申請書のほか、収入や現金・預貯金の状況が分かる資料の提出をお願いすることがあります。●申請にあたって<ul style="list-style-type: none">・猶予の判断をする際は、その時点での一時に納付・納入が困難かどうかを判断するため、納期限が翌月に到来する程度のもので対象とした申請をお願いします。・この制度は、市税を減免するものではありません。
お問合せ	収納管理課 Tel 0268-23-5172 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/23484.html

制度の名称	市民税の税額控除（住宅ローン控除）
支援の種類	税額控除
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の建設等に影響があった方の住宅ローン控除の期間を延長します。</p> <p>●内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設の遅延等の影響があった方への支援として、令和2年12月末までに居住開始できなかった場合で次の要件を満たす場合は、住宅ローンの控除期間が10年から13年に延長されます。 <p>●要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと。 ② 新築の場合は令和2年9月末まで、それ以外の場合は令和2年11月末までに住宅取得等に係る契約を行っていること。 ③ 令和3年12月末までに新築した住宅等に居住を開始していること。
お問合せ	税務課 市民税係 TEL 0268-23-5115 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/zeimu/1694.html

制度の名称	軽自動車税の軽減												
支援の種類	税額軽減												
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する対策として、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が延長されます。</p> <p>●内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の環境性能割（旧取得税）の税率1%分を軽減する措置が半年間延長され、令和3年3月31日までに取得した車が対象となります。 <table border="1" data-bbox="443 1536 1426 1711"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	軽減	電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税	上記以外の車	2.0%	1.0%
区分	税率	軽減											
電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税											
令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税											
上記以外の車	2.0%	1.0%											
お問合せ	税務課 諸税係 TEL 0268-23-5169 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/zeimu/3612.html												

制度の名称	上下水道料金の支払猶予
支援の種類	猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上下水道料金のお支払いが一次的に困難となっている世帯や事業所の方へ、支払いを猶予する対応を行っています。</p> <p>●申請方法 上田市上下水道料金センターへ直接ご相談ください。</p>
お問合せ	<p>上田市上下水道局料金センター TEL 0268-22-1313</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/suido-service/25267.html</p>

制度の名称	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①または②のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の3つの要件全てを満たす世帯 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下であること <p>●対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
お問合せ	<p>国保年金課 TEL 0268-75-7121</p> <p>●国民健康保険 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/28811.html</p> <p>●後期高齢者医療制度 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kokuhonenkin/28811.html</p>

制度の名称	国民年金保険料の免除・支払猶予
支援の種類	免除・支払猶予
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民年金保険料を免除、又は支払いを猶予する制度があります。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業や収入減に伴い年金保険料の支払いが困難となった場合、令和2年2月以降の所得等の状況からみて当年中の所得の見込等が国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予等に該当する水準になると見込まれる方 <p>●対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月分から6月分までの保険料（7月以降は改めて申請が必要）
お問合せ	国保年金課 TEL 0268-21-0052

制度の名称	介護保険料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の介護保険料を減免する制度があります。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①または②のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の2つの要件全てに該当する第一号被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 世帯の主たる生計維持者の減収することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 <p>●対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
お問合せ	高齢者介護課 TEL 0268-23-6246 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/28839.html

制度の名称	保育料の減免
支援の種類	減免
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の保育料を減免する制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・児童と同一世帯に属して生計を一にしている世帯員で、保育料算定に含まれる父母又はそれ以外の扶養義務者の減免申請書を提出した年の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響による退職、失職、転職、休業等により、前年に比べ3割以上減少し、保育料の負担が困難となった場合（保育料表の第11～15階層に属する方を除く）。 ●対象期間 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する月の翌月から令和2年度内 ●申請方法 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料減免申請書に減免対象要件に該当することを証明する書類を添えて申請（3か月ごとに見直し）
お問合せ	保育課 TEL 0268-23-5132 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/hoiku/1977.html

制度の名称	市営住宅家賃等の減額
支援の種類	減額
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の市営住宅家賃等を減額する制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入居者で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、家賃等の納付が困難となった世帯 ●対象期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料 ・減額申請書提出日の翌月から3か月分（3か月ごとの申請が必要） ●申請方法 <ul style="list-style-type: none"> ・減額申請書と収入が減少していることを証明できる書類（給与明細書等）を提出 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入額及び家族構成によっては、家賃等の減額にならない場合もあります。
お問合せ	住宅課 TEL 0268-23-5176 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html

(4) 一時入居

制度の名称	市営住宅の一時入居
支援の種類	一時入居
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止めによって、住居にお困りの方を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none">●対象者<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等に伴い、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方●入居期間<ul style="list-style-type: none">・6か月（最長1年）●家賃<ul style="list-style-type: none">・使用する住宅の最も低額な家賃額から1/3を減じた額
お問合せ	住宅課 TEL 0268-23-5176 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jutaku/29204.html

2 中小企業者等の皆さまに対する支援

(1) 給付金・補助金等

制度の名称	持続化給付金（経済産業省）
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している方に対して事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業継続をする意思があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少した月が存在している方 ・令和 2 年 6 月 29 日から、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等、2020 年 1 月～3 月に創業した中小法人等・個人事業者等を追加。 <p>●給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人は上限 200 万円、個人事業者は上限 100 万円 <p>●売上減少分の計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)
お問合せ	<p>持続化給付金事業 コールセンター TEL 0120-115-570 03-6831-0613</p> <p>URL https://www.jizokuka-kyufu.jp/</p>

制度の名称	家賃支援給付金（経済産業省）													
支援の種類	給付金													
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。</p> <p>●対象者（①②③の全てを満たす事業者）</p> <p>① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。※医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象</p> <p>② 5月～12月の売上高において、次のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月間の売上高が前年同月比 5 0 %以上減少 ・ 連続する 3 カ月間の売上高の合計が前年同期比 3 0 %以上減少 <p>③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている事業者</p> <p>●給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人は最大 6 0 0 万円、個人事業者は最大 3 0 0 万円を一括支給 <p>●算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時の直近 1 カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の 6 倍 													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払賃料 (月額)</th> <th>給付額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75 万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>75 万円超</td> <td>50 万円 + [支払賃料の 75 万円の超過分×1/3] ※ただし、100 万円（月額）が上限</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5 万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>37.5 万円超</td> <td>25 万円 + [支払賃料の 37.5 万円の超過分×1/3] ※ただし、50 万円（月額）が上限</td> </tr> </tbody> </table>		支払賃料 (月額)	給付額 (月額)	法人	75 万円以下	支払賃料×2/3	75 万円超	50 万円 + [支払賃料の 75 万円の超過分×1/3] ※ただし、100 万円（月額）が上限	個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料×2/3	37.5 万円超
	支払賃料 (月額)	給付額 (月額)												
法人	75 万円以下	支払賃料×2/3												
	75 万円超	50 万円 + [支払賃料の 75 万円の超過分×1/3] ※ただし、100 万円（月額）が上限												
個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料×2/3												
	37.5 万円超	25 万円 + [支払賃料の 37.5 万円の超過分×1/3] ※ただし、50 万円（月額）が上限												
お問合せ	<p>家賃支援給付金 コールセンター TEL 0 1 2 0 - 6 5 3 - 9 3 0</p> <p>URL https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</p>													

制度の名称	上田市売上減少事業者支援給付金
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、売上が著しく減少した市内の中小企業者の方で、国の持続化給付金の対象にならない方の事業継続を支援します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業を除くすべての業種 ・令和2年3月から5月までの平均売上が前年同期の平均売上と比較して30%以上かつ50%未満の割合で減少した者 ・市内に住所（法人は登記）、かつ店舗、旅館などの事業所を有し、国の持続化給付金の対象者とならない者 <p>●支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業者につき10万円（市内に複数店舗を経営する場合でも10万円） <p>●受付期間 9月30日（水）まで</p>
お問合せ	<p>商工課 TEL 0268-23-5395</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/28413.html</p>

制度の名称	新型コロナウイルス危機突破支援事業（長野県）
支援の種類	支援金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中、顧客との密な接触を避けることが難しい業種に対して、業種別ガイドラインによる感染防止策に取り組む長野県内の小規模事業者の皆様を支援するため、支援金を交付します。</p> <p>●対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業。 <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス危機突破支援事業交付要綱に基づく要件を全て満たす事業者 <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社所在地を有し、県内で事業を営む小規模事業者。 ・業種別ガイドラインに基づく、感染防止の取組を実施していること。 ・県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接待業務受託営業を行っていないこと。 <p>等</p> <p>●支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業者につき10万円（1回限りの定額） <p>●受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月30日まで（※9月30日消印有効）
お問合せ	<p>上田地域振興局 商工観光課 Tel. 0268-25-7185</p> <p>URL https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html</p>

<p>制度の名称</p>	<p>消費喚起応援事業</p> <p>『がんばろう上田！最大30%戻ってくるキャンペーン』</p>
<p>支援の種類</p>	<p>消費喚起 キャッシュレス決済、ポイント還元</p>
<p>概要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が大きく落ち込んだ市内事業者向けの消費喚起と新たな生活様式への移行推進を目的として、スマートフォンによるQRコード決済「PayPay」を活用したポイント還元キャンペーンを実施します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内対象店舗において PayPay で支払った方 <p>●還元率・額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・還元率 : 30% ・還元額 : ポイント上限 : 2,000 円相当/回、10,000 円相当/期間中 <p>●対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月10日(月) 午前0時 ~ 9月22日(火) 午後11時59分
<p>お問合せ</p>	<p>商工課 TEL 0268-23-5395</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/30992.html</p> <p>URL https://paypay.ne.jp/notice/20200709/01/</p>

制度の名称	雇用調整助成金（厚生労働省）
支援の種類	助成金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、休業手当の支給により雇用の維持に取り組む中小企業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に事業を休業した際に、労働者に対して休業手当を支払って雇用の維持を図った場合に、国が事業主に対して休業手当の一部を助成するもの。 ●対象労働者1人1日当たりの上限額があります。
お問合せ	<p>コールセンター TEL 0120-60-3999 ハローワーク上田 TEL 0268-23-8609 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p>

制度の名称	「雇用調整助成金」に係る社会保険労務士への申請依頼費用の補助
支援の種類	補助金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、緊急対応期間（令和2年4月1日から同6月30日まで）中の休業等に係る「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給を受けようとする市内の中小企業者の事務手続きを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・上田市内に事業所を有する中小企業者等であり、雇用調整助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した事業者 ●対象期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日から6月30日まで（緊急対応期間）に実施した休業等 ●補助率・補助額 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 社会保険労務士に支払った費用の2分の1 ※従業員20人以下の事業者は、10分の10 ※1事業所当たり上限10万円 ●申請期間 令和2年12月28日（月曜日）まで ●その他 上田市就労サポートセンターで申請書類作成等の支援も行っています。
お問合せ	<p>地域雇用推進課 TEL 0268-26-6023、0268-24-7363 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koyo/27816.html</p>

制度の名称	旅館・ホテル業事業者支援金
支援の種類	支援金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しく観光需要が落ち込んだ市内旅館やホテル等の事業継続を支援します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条に基づく許可を受けて上田市内で旅館・ホテル等を営んでおり、令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している者 <p>●給付金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊定員（令和2年4月1日現在の上田保健所への届出定員）に7,500円を乗じた額で、上限額は300万円。 ・一事業者が市内において、2以上の旅館・ホテルを営業している場合、全ての施設が対象となります。
お問合せ	<p>観光課 TEL 0268-23-5408</p> <p>丸子産業観光課 TEL 0268-42-1048</p> <p>真田産業観光課 TEL 0268-72-4330</p> <p>武石産業建設課 TEL 0268-85-2828</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kanko/28334.html</p>

制度の名称	市内旅行需要喚起事業支援金
支援の種類	支援金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しく観光需要が落ち込んだ市内旅館やホテル等の事業継続を支援します。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条に基づく許可を受けて上田市内で旅館・ホテル等を営んでおり、上田市民限定の宿泊・日帰りプランを造成し、市長から登録の決定を受けた者 <p>●給付金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が当プランを使って宿泊施設を利用した場合に、施設利用者数に500円を乗じた額 ・一事業者が市内において、2以上の旅館・ホテルを営業している場合、全ての施設が対象となります。
お問合せ	<p>観光課 TEL 0268-23-5408</p> <p>丸子産業観光課 TEL 0268-42-1048</p> <p>真田産業観光課 TEL 0268-72-4330</p> <p>武石産業建設課 TEL 0268-85-2828</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kanko/30963.html</p>

制度の名称	上田市文化芸術施設活動継続事業支援金
支援の種類	支援金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長野県の緊急事態措置に伴う休業要請に従い休業した市内文化芸術施設を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内で文化芸術施設等を経営し、長野県の緊急事態措置に伴う休業要請に従い、令和2年4月24日から5月6日まで（13日間）休業した事業者 ●給付金額 <ul style="list-style-type: none"> ・1事業者当たり30万円 ・2以上の施設を経営している事業者についても一律30万円となります。 ●受付期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月30日（金曜日）まで
お問合せ	<p>交流文化スポーツ課 Tel 0268-75-2005 URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koryusports/31066.html</p>

(2) 融資

制度の名称	セーフティネット保証、危機関連保証等の認定
支援の種類	信用保証
概 要	<p>信用保証制度や融資制度、国の補助金等の面から、市で認定を行い、事業者の皆様の資金繰りを支援します。</p> <p>「セーフティネット保証4号」</p> <p>●認定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること。 <p>●対象資金 経営安定資金他</p> <p>●保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</p> <p>●その他 セーフティネット保証5号とは併用可。ただし同じ枠。</p>
	<p>「セーフティネット保証5号」</p> <p>●認定要件 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少</p> <p>●対象資金 経営安定資金他</p> <p>●保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</p> <p>●その他 セーフティネット保証4号とは併用可。ただし同じ枠。</p>
	<p>「危機関連保証」</p> <p>●認定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近1か月の売上高等が前年同月比15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれること。 <p>●対象資金 経営安定資金他</p> <p>●保証限度額 一般保証とは別枠で2.8億円（各利用資金毎に上限あり）</p>
	<p>「売上減少証明（小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が20%以上減少 <p>※2020年2月以降の任意の1月</p>
お問合せ	<p>商工課 TEL 0268-23-5395</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/19712.html#safety-net-shinsei</p>

制度の名称	上田市中小企業融資制度
支援の種類	融資
概要	<p>中小企業の皆様が安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、長野県信用保証協会と各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度があります。</p> <p>「経営支援資金（災害対策）」</p> <p>●貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している中小企業者等 <p>●貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 5,000万円 ・設備資金 3,000万円 <p>●貸付利率 年1.0%（うち利子補給 0～24月1.0%、25～36月0.75%）</p> <p>●信用保証料 市補助により0.44%以内 （セーフティネット保証が利用できる方は、市が全額補助）</p> <p>●融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 7年以内（据置1年以内） ・設備資金 9年以内（据置1年以内） <p>●受付期間 令和2年8月31日（月）まで（予定）</p>
お問合せ	<p>商工課 TEL 0268-23-5395</p> <p>URL https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shoko/19712.html</p>

制度の名称	長野県中小企業融資制度
支援の種類	融資
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等を事業資金の資金繰りを融資により支援します。</p> <p>「経営健全化支援資金（経営安定対策）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 セーフティネット保証5号に該当する中小企業者等 ●貸付限度額 設備資金 6,000万円/運転資金 8,000万円 ●貸付利率 年1.9% ●融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）
	<p>「経営健全化支援資金（特別経営安定対策）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 セーフティネット保証4号、危機関連保証に該当する中小企業者等 ●貸付限度額 設備資金 6,000万円/運転資金 8,000万円 ●貸付利率 年1.6%（セーフティネット保証4号等に該当する場合） 年1.3%（危機関連保証を利用する場合） ●融資期間 設備資金 10年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）
	<p>「経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比15%以上減少した中小企業者等 ●貸付限度額 設備資金 6,000万円/運転資金 8,000万円 ●貸付利率 年0.8% ●融資期間 設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置2年以内）
	<p>「新型コロナウイルス感染症対応資金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等 ●貸付限度額 運転資金・設備資金合計で4,000万円 ●貸付利率 <ul style="list-style-type: none"> ・年1.3%（認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上の方） ・年1.6%（認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上の方） ●融資期間 10年以内（据置5年以内） ●その他 既往借入借換可能（同一金融機関かつ保証協会付きに限る）
お問合せ	<p>上田地域振興局 商工観光課 TEL 0268-25-7140</p> <p>URL https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html</p>

制度の名称	日本政策金融公庫
支援の種類	融資
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした特別貸付を実施しています。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度を併用し実質的な無利子化)」</p> <p>●貸付対象者</p> <p>① 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期比5%以上減少</p> <p>② 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月から12月の平均売上高 <p>●貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業 3億円 ・国民事業 6,000万円 <p>●貸付利率 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>●融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 20年以内(据置5年以内) ・運転資金 15年以内(据置5年以内)
	<p>「特別利子補給制度」</p> <p>●適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ① 個人事業主(事業性のフリーランスを含み、小規模に限る) 要件なし ② 小規模事業者(法人事業者) : 売上高15%以上減少 ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者) : 売上高20%以上減少 <p>●利子補給 借入後当初3年間</p> <p>●補給対象上限 (日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円 (商工中金)危機対応融資1億円</p>
お問合せ	<p>事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505</p> <p>長野支店 TEL 026-233-2141</p> <p>URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</p>

(3) 猶予・減免

制度の名称	固定資産税等の軽減				
支援の種類	減免				
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している方を対象として、令和3年度分の固定資産税等の負担を軽減します。</p> <p>「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」</p> <p>●対象税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税（償却資産及び事業用家屋） ・都市計画税（都市計画区域の事業用家屋） <p>●対象者及び軽減内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期と比べて <table border="1" data-bbox="491 801 1273 891"> <tr> <td>30%以上減少50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>●適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて申告した者に適用します。 <p>「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に設備投資を行う中小事業者等 <p>●対象税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、一定の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税 <p>●特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに取得した固定資産が特例の対象となります。 ・特例率は、3年間、特例割合ゼロとなります。 	30%以上減少50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ
30%以上減少50%未満減少している者	2分の1				
50%以上減少している者	ゼロ				
お問合せ	<p>税務課 諸税係 TEL 0268-23-5169</p> <p>家屋係 TEL 0268-23-8245</p> <p>商工課 TEL 0268-23-5395（生産性革命の実現に関わること）</p>				

3 各種相談窓口

相談内容	お問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症に関すること ●一般電話相談<一般的な相談>	厚生労働省 コールセンター （9時から21時） TEL 0120-565653（フリーダイヤル）
	長野県保健・疾病対策課 TEL 026-235-7277 026-235-7278
	新型コロナウイルスお困りごと相談センター TEL 026-235-7077
●有症状者相談<不安をお持ちの方>	上田保健福祉事務所（上田保健所） （24時間対応） TEL 0268-25-7135
体調、健康状態に関して不安をお持ちの方 ●体調、健康状態に関する相談	健康推進課 TEL 0268-23-8244 丸子保健センター TEL 0268-42-1117 真田保健センター TEL 0268-72-9007 武石健康センター TEL 0268-85-2067
新型コロナウイルス感染症対策等に関すること ●体調、経済支援等以外のお問い合わせ	新型コロナウイルス感染症対策室 TEL 0268-75-6676
小中学校に関すること ●小中学校に関するお問い合わせ	学校教育課 TEL 0268-23-5101 0268-23-5109
保育園・幼稚園に関すること ●保育園、幼稚園に関するお問い合わせ	保育課 TEL 0268-23-5132
放課後児童施設に関すること ●放課後児童施設に関するお問い合わせ	学校教育課 TEL 0268-23-5195
生活資金に関すること ●生活資金に関するお問い合わせ	福祉課 TEL 0268-23-5372
気分のすぐれない方 ●こころの相談	精神保健福祉センター TEL 026-227-1810
社会福祉施設等の運営者や利用者・ご家族の方 ●社会福祉施設等利用者向け相談	上田保健福祉事務所 （24時間対応） TEL 0268-25-7135
子育て中の心配事、家庭の悩み、子どもの悩み ●子どもや家庭の相談	子育て・子育て支援課 （9時から16時） TEL 0268-23-2000
	児童相談所全国共通ダイヤル （24時間対応） TEL 189
	長野県児童虐待DV24時間ホットライン TEL 026-219-2413
お仕事でお悩みの方 ●就労に関する相談	地域雇用推進課 TEL 0268-26-6023
不当な差別やいじめ等を受けた方 ●人権問題に関する相談	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
	子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
	外国語人権相談ダイヤル TEL 0570-090-911
	長野県人権啓発センター （8時30分から17時） TEL 026-274-3232（火から日曜日）

相談内容	お問い合わせ先
外国人の方からの相談 ●外国人向け相談	長野県多文化共生相談センター （10時から18時） TEL 026-219-3068、 080-4454-1899 （第1第3水曜日を除く平日、第1第3土曜日）
	NAGANO多言語コールセンター （24時間対応） TEL 0120-691-792 +81-92-687-5289（有料）
	上田市多言語相談ワンストップセンター （外国人住民総合案内） TEL 0268-75-2245 ・ポルトガル語、中国語、英語 （月から金曜日／9時から17時） ・スペイン語 （月水金曜日／9時から15時）
不審な連絡や郵便物が届いた ●「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に関する相談	上田市消費生活センター TEL 0268-75-2535
	福祉課 特別定額給付金担当 TEL 0268-75-7210
	警察署（警察相談電話） TEL #9110
法律トラブルに関すること ●法律に関する相談	日本司法支援センター 法テラス TEL 0570-078374

●LINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」

LINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」と「友だち」になり、あなたの状態を入力いただくことで、一人ひとりの状態に合わせた新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせします。

詳しくは県のLINE 公式アカウント「長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート」をご覧ください。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-line.html>

●聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方に向けた個別の相談窓口（厚生労働省）

ファクシミリ 03-3595-2756

メールアドレス corona-2020@mhlw.go.jp

●外国人県民（がいこくじんけんみん）のための電話相談（でんわそうだん）

長野県多文化共生相談センター（ながのけんたぶんかきょうせいそうだんせんたー）

24時間（じかん）相談（そうだん）ができます。

（1）0120-691-792 にでんわをかけます。

（2）026-235-7277 につないでもらいます。

（3）通訳（つうやく）してもらいながら、そうだんができます。